相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市昭和町二七番地三、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町駅東町一番八―四二五号　県営壬生住宅

被相続人　亡　小倉　勝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

栃木県栃木市細堀町一三八番地二

相続財産管理人　大川　貴正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市北野南三丁目六番地二一、最後の住所埼玉県所沢市北野南三丁目六番地の二一

被相続人　亡　階上　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

埼玉県川越市元町一―八―三三藤田ビル二階

相続財産管理人　磯部　静夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央一丁目二九番、最後の住所東京都中野区本町一丁目一四番一四号K，Sハートランド五〇三

被相続人　亡　中﨑　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、居所東京都中野区本町六丁目二五―三手塚荘一〇六

被相続人　亡　氏名不詳（自称　林　加与）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上高田三丁目二八番地、最後の住所東京都北区滝野川七丁目五〇番一五―一〇〇一号

被相続人　亡　新内　雄造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所東京都千代田区六番町一三―一ハイツ六番町五〇三　四谷番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸　郁子

（登録姓　増田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中根一丁目二四番、最後の住所東京都目黒区中根一丁目二四番九号

被相続人　亡　谷島　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳仲美恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市大野町田中一九〇番地一、最後の住所東京都豊島区南大塚三丁目四三番五―四〇一号　被相続人　亡　堀　麟三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都港区西新橋一丁目四番一四号物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広一丁目六六番地、最後の住所埼玉県越谷市北越谷四丁目二三番三九号サンライトマンション四〇三

被相続人　亡　矢部日出夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都千代田区神田小川町一―三―一ＮＢＦ小川町ビルディング七階鳥飼総合法律事務所　相続財産管理人弁護士　鳥飼　重和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区北品川一丁目三〇番、最後の住所東京都台東区清川二丁目一四番七号特別養護老人ホーム浅草ほうらい

被相続人　亡　星野　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚四丁目三六番地一七号、最後の住所東京都文京区大塚四丁目二三番五号

被相続人　亡　東　伸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区大杉四丁目三五四番地、最後の住所東京都江戸川区上一色一丁目一一番一四号

被相続人　亡　平松　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九ＫＳＫアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区浅間台五七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小野　初恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

第59期決算公告

平成25年12月25日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番5号

株式会社サイサン

代表取締役　川本　武彦

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	13,021
	固定資産	27,358
	合計	40,379
負債及び純資産の部	流動負債	13,401
	固定負債	5,147
	株主資本	21,656
	資本金	95
	資本剰余金	310
	利益剰余金	21,250
	（うち当期純利益）	（977）
	評価・換算差額等	174
	合計	40,379